

事務連絡
平成29年4月7日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 母子保健主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

3歳児健康診査における視力検査の実施について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健診において強い屈折異常（遠視、近視、乱視）や斜視が見逃された場合に、治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています。

つきましては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、下記に御留意の上、3歳児健康診査における視力検査及び保健指導を適切に実施されるようお願い申し上げます。

都道府県におかれましては、本通知の内容を御了知の上、管内市町村へ周知していただくとともに、管内市町村において視力検査が適切に実施されるよう、助言等の支援をお願い申し上げます。

記

- 1 3歳児健康診査を受診する幼児（以下「受診児」という。）の保護者に対し、子どもの目の機能は6歳までにほぼ完成するため、3歳児健康診査において異常が見逃されると治療が遅れ、十分な視力が得られないことがあることを周知すること。
- 2 月齢によってはランドルト環を用いた視力検査の実施が困難なケースもあることから、家庭において視力検査を適切に実施することができたか保護者に確認するとともに、適切に実施することができなかった受診児に対しては、必ず3歳児健康診査の会場において視力検査を実施すること。

(参考) ランドルト環を用いた視力検査の実施可能率

3歳0か月児 73.3% 3歳6か月児 95.0%

※参考文献

神田孝子 他：保育園における3、4歳児の視力検査。日本公衆衛生雑誌

1993; 40: 893-900

3 0.5の視標が正しく見えなかった受診児及び視力検査を実施することができなかつた受診児については、その保護者に対し眼科医療機関の受診を勧めること。

4 3により眼科医療機関の受診を勧めた場合には、受診結果について保護者に確認すること。